

平成25年度

若桜町財政健全化判断比
率等に関する審査意見書

若桜町監査委員

若桜町監査発第21号
平成26年9月1日

若桜町長 小林 昌 司 様

若桜町監査委員 藤 原 重 明

同 山 根 政 彦

平成25年度若桜町財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成25年度若桜町財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

平成25年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成25年度 実質赤字比率

平成25年度 連結実質赤字比率

平成25年度 実質公債費比率

平成25年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成26年8月26日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲7.79)	— (▲6.99)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲10.72)	— (▲9.54)	20.0	30.0
実質公債費比率	10.6	9.3	25.0	35.0
将来負担比率	2.6	— (▲13.3)	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、算定結果がマイナス(黒字)となったので「—」と表記するが、参考として黒字の数値を()内に「▲」で表記した。

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。

(2) 実質公債費率は9.3%で、前年度に比べて1.3ポイント改善されている。

なお、早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。

これは、平成24年度は繰上償還等を行ったが、近年、元利償還金が減少していることから3年間の平均数値では改善した。

- (3) 将来負担比率は▲13.3%で、前年度に比べて15.9ポイント改善している。

なお、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

地方債残高の減少と基金残高の増加等により前年度より大きく改善したが、起債の増加及び基金の取崩等により単年度で大きく変化するので、規模に見合った運用や他の比率との関連を考慮する必要がある。

- (4) 本町の比率は、いずれも国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。

平成25年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- 平成25年度 簡易水道事業
- 平成25年度 公共下水道事業
- 平成25年度 農業集落排水事業
- 平成25年度 赤松団地造成事業
- 平成25年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成26年8月26日

3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の資金不足比率は、資金不足が公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営の深刻度を示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位:%)

公営企業会計名	平成23年度	平成24年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	—	—	

※ いずれの会計も資金不足額を生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

- (1) 本町の比率は、いずれも国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。
- (2) 資金不足が生じていないのは、索道事業を除く公営企業会計が一般会計からの繰入金(参考資料2)により収支均衡を図ったためである。